

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第148条第1項の規定により、次のとおり避難施設を指定したので、公告する。

令和7年3月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

指定した施設

八郎潟小中併設校校舎（所在地：南秋田郡八郎潟町夜叉袋字大嶋田107番地）

八郎潟町役場庁舎（所在地：南秋田郡八郎潟町字大道80番地）